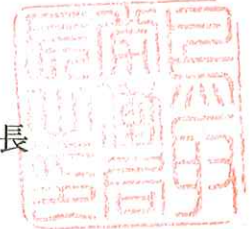




鳥労発基 0615 第 5 号
令和 5 年 6 月 15 日

建設関係団体の長 殿

鳥取労働局長



建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について

日ごろから労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の変更が、令和 5 年 6 月 13 日に閣議決定されましたのでお知らせします。

本基本計画（別添）は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化や、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の推進成果等を踏まえ、変更されたものです。

つきましては、本基本計画について、傘下会員等関係事業者に対して周知いただくとともに、引き続き建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に向けた一層の取組と、関連施策へのご協力をお願い申し上げます。

